

(12) 主な財政用語の説明

- (1) **形式収支** 歳入決算総額 － 歳出決算総額（歳入歳出差引）
- (2) **実質収支** その年度に属すべき収入と支出の実質的な差額
形式収支 － 翌年度へ繰越すべき財源
翌年度へ繰り越すべき財源：事業繰越等繰越額 － 事業繰越等繰越事業に伴う未収入特定財源
- (3) **単年度収支** 当該年度の実質収支 － 前年度の実質収支
- (4) **実質単年度収支** 単年度収支から実質的な黒字や赤字の要素を除外したもの
単年度収支 ＋ 財政調整基金積立額 ＋ 地方債繰上償還額 － 財政調整基金取崩額
- (5) **財政力指数** $\frac{\text{基準財政収入額}}{\text{基準財政需要額}}$ の3ヶ年平均（1を超えるほど財政に余裕があるとされる）
- (6) **標準財政規模** 地方公共団体の一般財源の標準的大きさを示す
（基準財政収入額－所得割における税源移譲相当額の25%－地方譲与税－交通安全対策特別交付金）× 100/75＋（地方譲与税＋交通安全対策特別交付金）
＋ 普通交付税 ＋ 臨時財政対策債発行可能額
- (7) **実質収支比率** 標準財政規模に対する実質収支の割合
 $\frac{\text{実質収支額}}{\text{標準財政規模}} \times 100(\%)$
- (8) **実質公債費比率** 毎年度経常的に収入される使途が特定されていない財源のうち、実質的な公債費相当額（普通交付税が措置されるものを除く）に充当されたものの占める割合の過去3年度分の平均値。
18%以上の団体は地方債の発行に際し許可が必要となり、25%以上の団体は財政健全化団体となり、財政健全化計画の策定等が義務づけられる。
- $$\frac{(A+B)-(C+D)}{E-D} \times 100(\%)$$
- A：地方債の元利償還金（繰上償還等を除く）
B：地方債の元利償還金に準ずるもの（「準元利償還金」）
C：元利償還金又は準元利償還金に充てられる特定財源
D：地方債に係る元利償還に要する経費として普通交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入された額及び準元利償還金に要する経費として普通交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入された額
E：標準財政規模
- (9) **公債費負担比率** $\frac{\text{公債費充当一般財源等}}{\text{一般財源等の総額}} \times 100(\%)$
- (10) **経常収支比率** $\frac{\text{経常的経費充当一般財源等}}{\text{経常一般財源総額} + \text{減収補てん債特例分} + \text{臨時財政対策債等}} \times 100(\%)$
- (11) **一般財源** 財源の使途が特定されず、どのような経費にも使用することができるもの。
一般には地方税、地方譲与税、地方特例交付金等、地方交付税、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、特別地方消費税交付金、自動車取得税交付金及び軽油引取税交付金（政令指定都市のみ）の合計額
- (12) **一般財源等** 前記(11)に掲げる一般財源のほかにその使途が制約されていない収入額の合算額。一般には目的が特定されていない使用料・手数料、寄附金や売却目的が具体的事業に特定されない財産収入等のほか、臨時財政対策債等が含まれる。
- (13) **自主財源** 地方公共団体が自主的に収入しうる財源をいう。
地方税、分担金及び負担金、使用料、手数料、財産収入、寄附金、繰入金、繰越金、諸収入がこれに該当する。
- (14) **依存財源** 地方譲与税、地方交付税、国庫支出金、県支出金、地方債及び各種交付金等国や県的意思決定に基づき収入されるもの
- (15) **義務的経費** 性質別経費のうち極めて硬直性の強い経費（人件費、扶助費及び公債費）
- (16) **投資的経費** 性質別経費のうち支出が資本形成に向けられる経費（普通建設事業費、災害復旧事業費及び失業対策事業費）